

自動体外式除細動器一式 賃貸借仕様書

1	賃貸借物件名	自動体外式除細動器一式(AED本体および交換付属品等含む)
2	数 量	25台
3	設置場所	横須賀市消防局(横須賀市小川町11番地)ほか15か所 (別紙の横須賀市消防局AED設置場所のとおり)
4	賃貸借期間	令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日までの60か月間
5	設置・撤去費用	撤去費用は、賃借人の負担とする。 (設置は横須賀市消防局救急課へ納入するため不要)
6	損害保険	この契約が存続する期間中、賃借人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。(なお、保険契約を締結しない場合は、賃借人が本保険契約と同等内容の損害を負担すること。)
7	契約方法	長期継続契約による賃貸借契約(総価契約)
8	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
9	入札金額	上記、賃貸借期間のうち、初年度の支出予定となる6か月分の賃料を入札金額(消費税抜き)として記入すること。(25台分の合計金額)
10	その他事項	詳細にあつては自動体外式除細動器(AED)一式賃貸借仕様書2のとおり
11	連絡先	横須賀市小川町11番地 横須賀市消防局 救急課 松坂 TEL 046-821-6474 FAX 046-823-8406

賃貸借(レンタル)物件内訳書

(税抜き)

No.	賃貸借物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	賃料単価(円)	数 量	賃料(円)
1	自動体外式除細動器 一式(AED本体および 交換付属品等含む)	AED-3100	台		25	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※賃料単価及び賃料欄は、契約者が記入する。

自動体外式除細動器（AED）一式賃貸借仕様書 2

第 1 総則

この仕様書は、横須賀市消防局が賃貸借契約する自動体外式除細動器一式について必要な事項を定める。疑義が生じた場合は本市と協議をし、誤りのないようにすること。
また、契約後に生じた疑義はすべて本市の解釈に従うものとする。

第 2 契約内容

- (1) AED本体 25 台と交換付属品を含む、納入後 5 年間の賃貸借及び保守（第 6 付属品及び消耗品を参照）
- (2) 入札価格は 6 か月分の本体及び交換付属品と保守料金の合計額とすること。
※参考「AEDパッドの使用実績」
- (3) 期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用等を含むこと。
- (4) 盗難、破損、故障時の交換費を含むこと。

第 3 賃貸借期間

令和 3 年（2021 年）10 月 1 日から令和 8 年（2026 年）9 月 30 日まで（60 か月間）

第 4 納 入

- (1) 納入場所
横須賀市消防局 救急課
- (2) 納入期限
令和 3 年 9 月 17 日

第 5 規格・数量

- (1) 物件名 自動体外式除細動器（AED）一式賃貸借
- (2) 数 量 25 台
- (3) 機 種 日本光電 カルジオライフ AED-3100
- (4) 規 格
 - ・ AED 本体、付属品及び消耗品は新品であること。
 - ・ 医療機器として薬事法上の承認を受けていること。
 - ・ JRC 蘇生ガイドライン 2015 に準拠していること。
 - ・ 日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。
 - ・ AED 本体が小児への使用を許可された機種であること。
 - ・ 除細動パッドは成人と小児の兼用であること。（P-740）。

第 6 付属品及び消耗品

AED 本体 1 台に付属する消耗品等は以下のとおりとすること。

- (1) バッテリー 2 本（SB-310V）
- (2) 除細動電極パッド 2 枚（P-740）
- (3) キャリングケース 1 台
- (4) レスキューキット 1 式
- (5) 取扱説明書 1 部

第7 保守条件等

- (1) 保証期間はAED本体納入後5年以上とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。回復が不能な場合は代替品（本契約機種）と交換すること。
- (2) 設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること
- (3) 付属品及び消耗品に記載した、第6（1）及び第6（2）については、賃貸借期間内に各々使用期限内に納入すること。また賃貸借期間内にAEDを使用した場合、当局から連絡後、第6（2）を速やかに（最長2日間以内）納入すること。納入先は別途指示する。納入が2日以上となる場合は、事務担当者へ連絡すること。
- (4) 保守に要する費用はすべて契約に含むものとする。

第8 設置場所

別紙AED設置一覧のとおり

第9 その他

- (1) 高度管理医療機器等貸与業の許可を有していること。
- (2) 入札参加に併せて高度管理医療機器等貸与業許可証の写しを契約課までFAXすること。
- (3) JRC蘇生ガイドライン2020の発出により、システムの変更等が必要となった場合は、別途協議し対応するものとする。
- (4) 当局が保有している除細動レポート表示ソフトウェア（QP-551V）を使用し、心電図データを取り出すため、心電図データの取出し手順書を作成し、電子媒体（PDFまたはワードファイル）および紙媒体で各1部、提出すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

※ 参考

AEDパッドの年間使用実績 約110件。（過去4年間の使用実績の平均値）
本件数は参考のため、110枚を上回る使用があった場合、別途追加料金は発生することなく、消耗品を納入すること。

横須賀市消防局 A E D 設置場所

	設置場所	所在地	台数
1	消防局	横須賀市小川町 11	1 台
2	中央消防署	横須賀市米が浜通 2-15	3 台
3	坂本出張所	横須賀市坂本町 1-19	1 台
4	平作出張所	横須賀市平作 8-16-3	1 台
5	三春町出張所	横須賀市三春町 4-28	1 台
6	北消防署	横須賀市船越町 1-59	3 台
7	追浜出張所	横須賀市夏島町 7	1 台
8	長浦出張所	横須賀市長浦町 2-45	1 台
9	南消防署	横須賀市森崎 1-8-30	3 台
10	西分署	横須賀市長坂 1-4-5	2 台
11	浦賀出張所	横須賀市西浦賀 1-18-1	1 台
12	久里浜出張所	横須賀市久里浜 7-1-10	1 台
13	野比出張所	横須賀市野比 1-25-3	1 台
14	湘南国際村出張所	横須賀市秋谷 3739-13	1 台
15	三浦消防署	三浦市初声町下宮田 5-11	3 台
16	三崎出張所	三浦市三崎 3-12-21	1 台